

序章 緑の基本計画について

1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条に基づき市町村が策定する計画で、みどりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための方針を示すものです。計画では、将来のあるべきみどりの姿や目標を設定し、それを実現するみどりの保全、創出や育成等に係る施策の方針を示します。

<緑の基本計画の特徴>

- ✓ 法律に基づいて市町村が定めるみどりに関する総合的な計画です。
- ✓ 計画は策定後に公表するよう努めることとなっています。
- ✓ 計画策定にあたっては、アンケート調査、策定市民会議やパブリックコメント[※]など、住民等の意見を十分反映させます。

2. 計画策定の背景と目的

近年、地球温暖化[※]をはじめとする環境問題への関心の高まりや多様化するレクリエーション、自然とのふれあいに対するニーズなどに応え、快適で潤いのある生活環境を形成するため、緑地の保全および緑化の推進等にかかる長期的な計画が求められています。また、少子高齢化社会や人口減少時代の到来、災害に強いまちづくりの一層の推進など、まちづくりにおけるみどりの役割の重要性が増しています。

本市では、平成28年9月に「小松島市第6次総合計画基本構想」を策定し、『未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま』を目標とする都市像として、市民の皆様とともに安全、安心で信頼して暮らせるまちづくりを進めることとしています。

現在は、平成26年3月に策定した都市計画に関する基本的な方針である「小松島市都市計画マスタープラン[※]」（以下「都市計画マスタープラン」という。）により、小松島市総合計画基本計画[※]（以下、「総合計画基本計画」という。現在は第5次）の基本理念を実現すべく、5つの都市づくりの基本目標を設定し、目指すべき将来都市構造である「集約型・連携型都市構造」と「災害に強い都市構造」の構築に向け取り組みを進めています。

本市は、山林や河川といった豊かな自然をはじめ、田園風景などの景観、寺院や天然記念物などの歴史・文化的資源に恵まれています。しかし、公園・緑地等の維持管理が不十分であることや、みどりが不足している地域があるなど、みどりに関する課題があります。

また、都市公園[※]（都市公園法第2条）は、徳島県が都市計画決定した「日峯大神子広域公園」と「小松島市運動公園」の2か所となっています。しかし、「小松島市運動公園」は未整備であり、現状で市内の都市公園は「日峯大神子広域公園」の供用している部分のみであるため、市民1人当たりの都市公園面積は、1.8m²となっています。これは、「小松島市都市公園条例[※]」で示されている「市の区域内の公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上」とは大きな差があります。

このような社会的背景や本市のまちづくりへの取り組み、都市公園をはじめとした公園・緑地等の現状を踏まえ、みどりの保全と緑化の推進、みどりの利活用を総合的かつ計画的に進めるための方針として、「小松島市緑の基本計画」を策定することとしました。

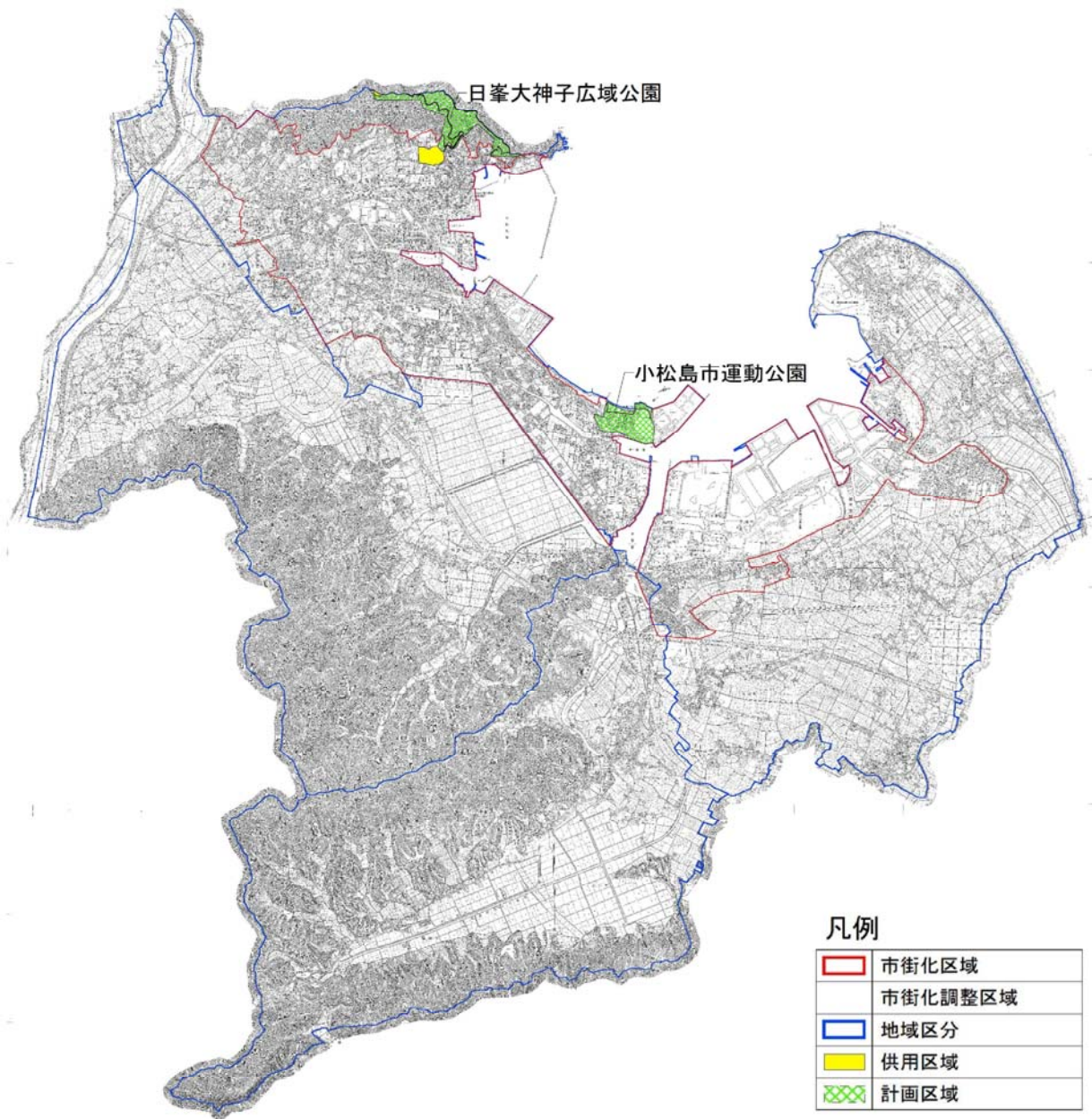


図-1 都市公園の位置図

3.みどりの効果・役割

みどりは、人と全ての生物が生きるための生態系の基盤であり、地球環境を守るためには欠かすことができません。また、やすらぎやレクリエーションの場となるとともに、自然災害などから私たちを守る意味でも重要となっており、多様な効果や役割があります。

(1) 環境保全の役割

<都市環境・地球環境の保全>

- 植物の蒸散作用によって、ヒートアイランド現象^{*}を緩和します。
- 街路樹^{*}や工場緑化は、騒音や振動を緩和し快適な都市環境をつくれます。
- 連続したみどりを配置することにより、まちに風の通り道がつけられます。
- 地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収します。

<生物多様性^{*}の保全>

- 森林や河川などの水辺地は、野生生物の生息地・生育地として生態系を維持します。
- みどりは豊かな土壌を育み、水を浄化します。

(2) 防災の役割

<災害時の避難地・延焼防止機能>

- 公園や緑地などは、災害時に避難地や活動拠点として機能します。
- 街路樹として植栽される常緑樹や公園、オープンスペース^{*}などは、火災延焼防止の効果があります。

<土砂災害防止機能・土壌保全機能>

- 森林は、降水を蓄えることで洪水を緩和します。
- 河畔林^{*}は、河川を守り、災害時の被害を軽減します。
- 防風林^{*}は、風による被害を軽減します。

(3) 景観形成の役割

<都市的・自然的景観形成機能>

- 街路樹や生垣、公園のみどりは、潤いのある街並みや風格ある都市景観をつくれます。
- 山地や河川のみどりは、都市の周辺環境を形成する自然景観をつくれます。

<歴史的風土の景観形成機能>

- 丘陵地や河川、農地や樹林地は、歴史・文化と一体性を持たせることで固有の歴史的・文化的景観をつくれます。

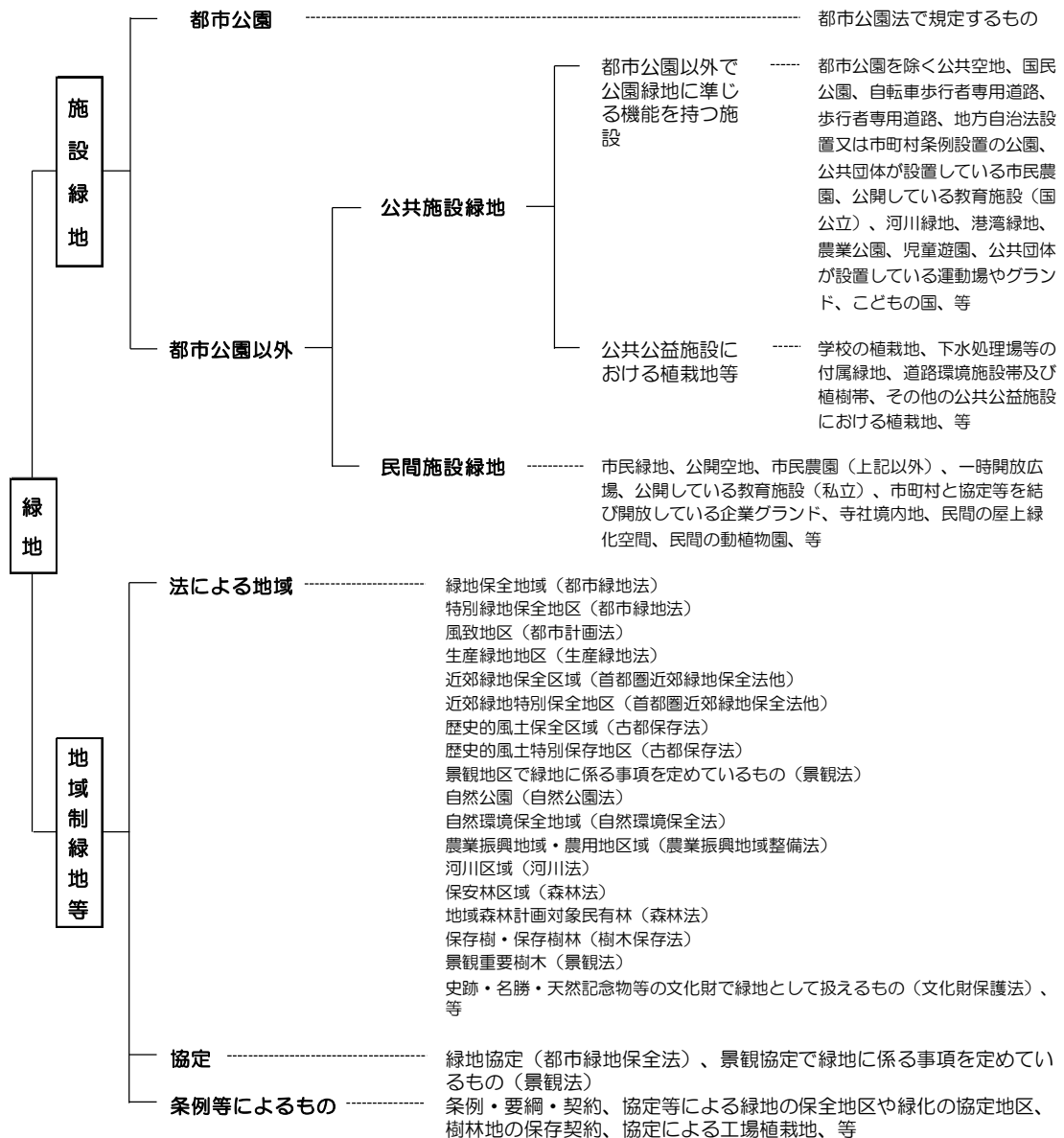
(4) レクリエーションの役割

＜憩いや健康増進＞

- スポーツやウォーキング*などレクリエーションの場や体験学習の場を提供します。
- 人々にやすらぎやくつろぎを与えストレスを緩和するとともに、季節感を生み出すなど心理的効果があります。

4.計画におけるみどりの定義

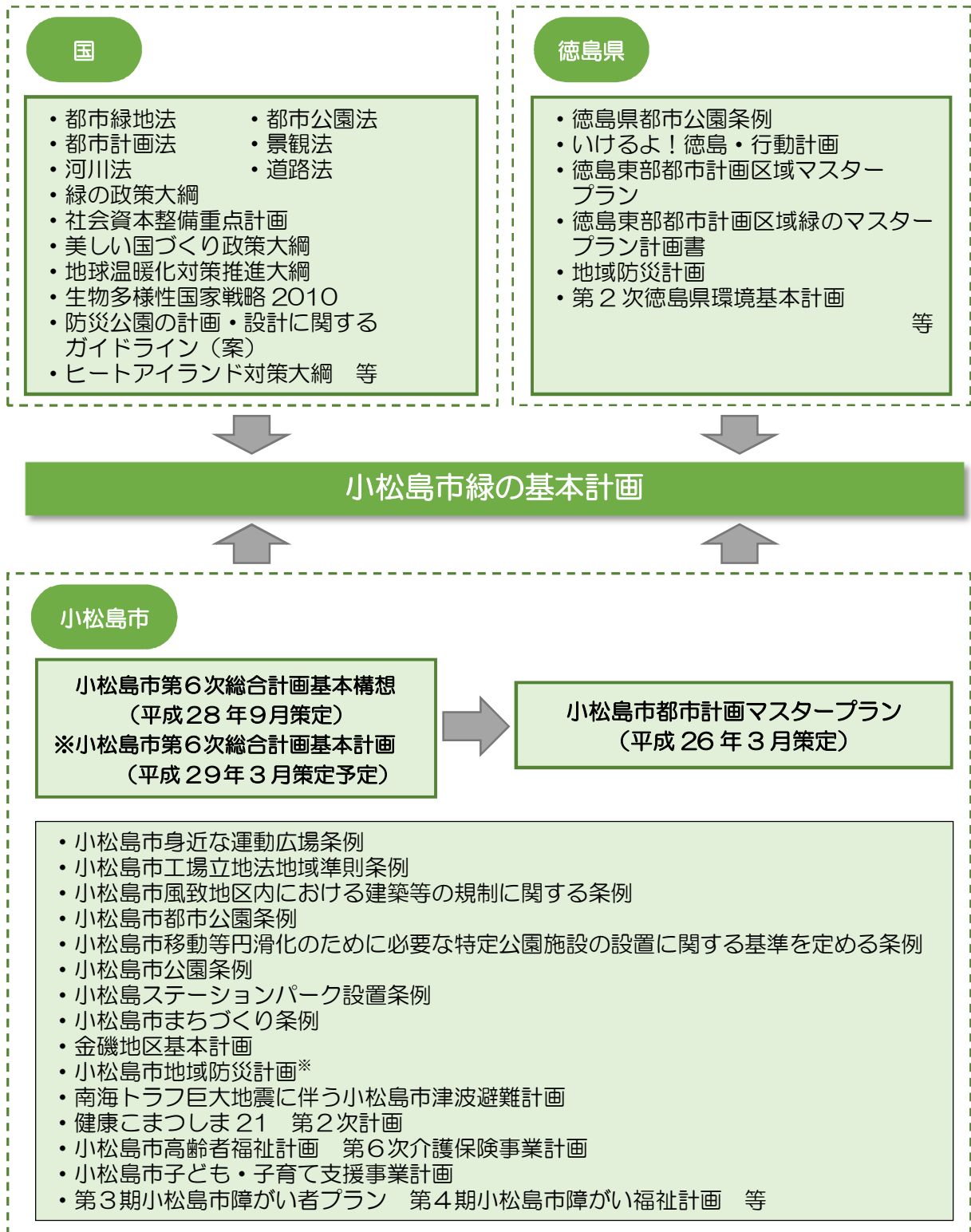
小松島市緑の基本計画（以下「本計画」という。）で取り扱う「みどり」は、公共施設等として管理される施設緑地*と、土地利用上で確保される地域制緑地*の大きく2つに分けられます。施設緑地には、都市公園や学校といった公共施設緑地や民間施設緑地があります。地域制緑地には、自然公園*や保安林*、農業振興地域*等の法によるものや協定、条例等によるものがあり、次のように分類されます。



5. 上位関連計画等

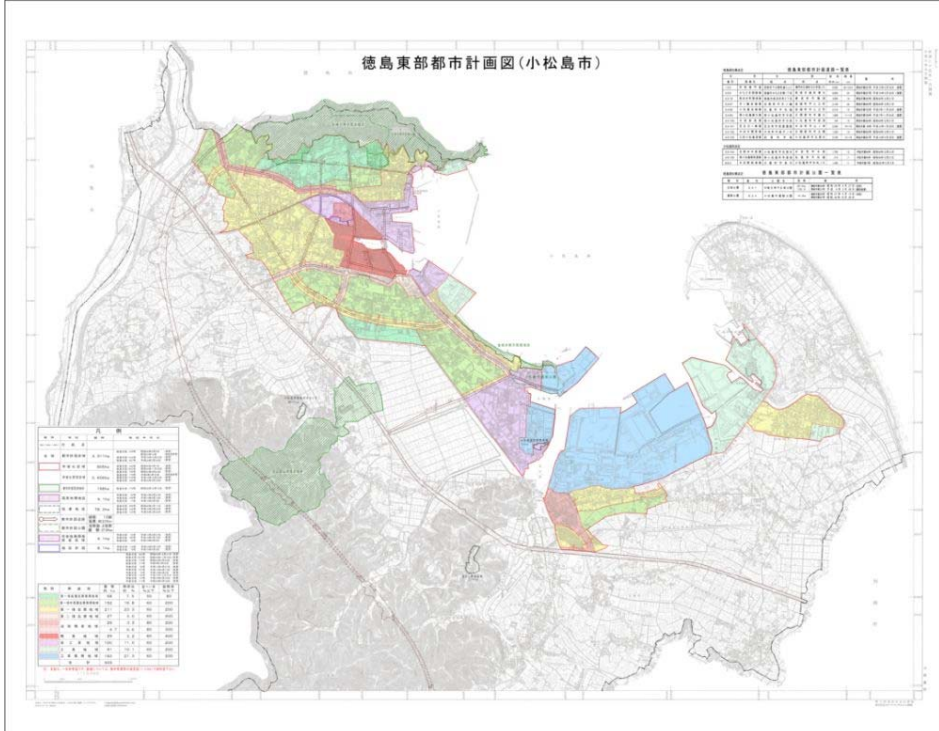
(1) 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定された計画で、総合計画基本計画を上位計画とし、都市計画マスタープランなど市の関連計画や条例と整合を図りつつ、国のみどりに係る政策や、県の関連計画等を踏まえ策定します。



(2) 市の上位・関連計画

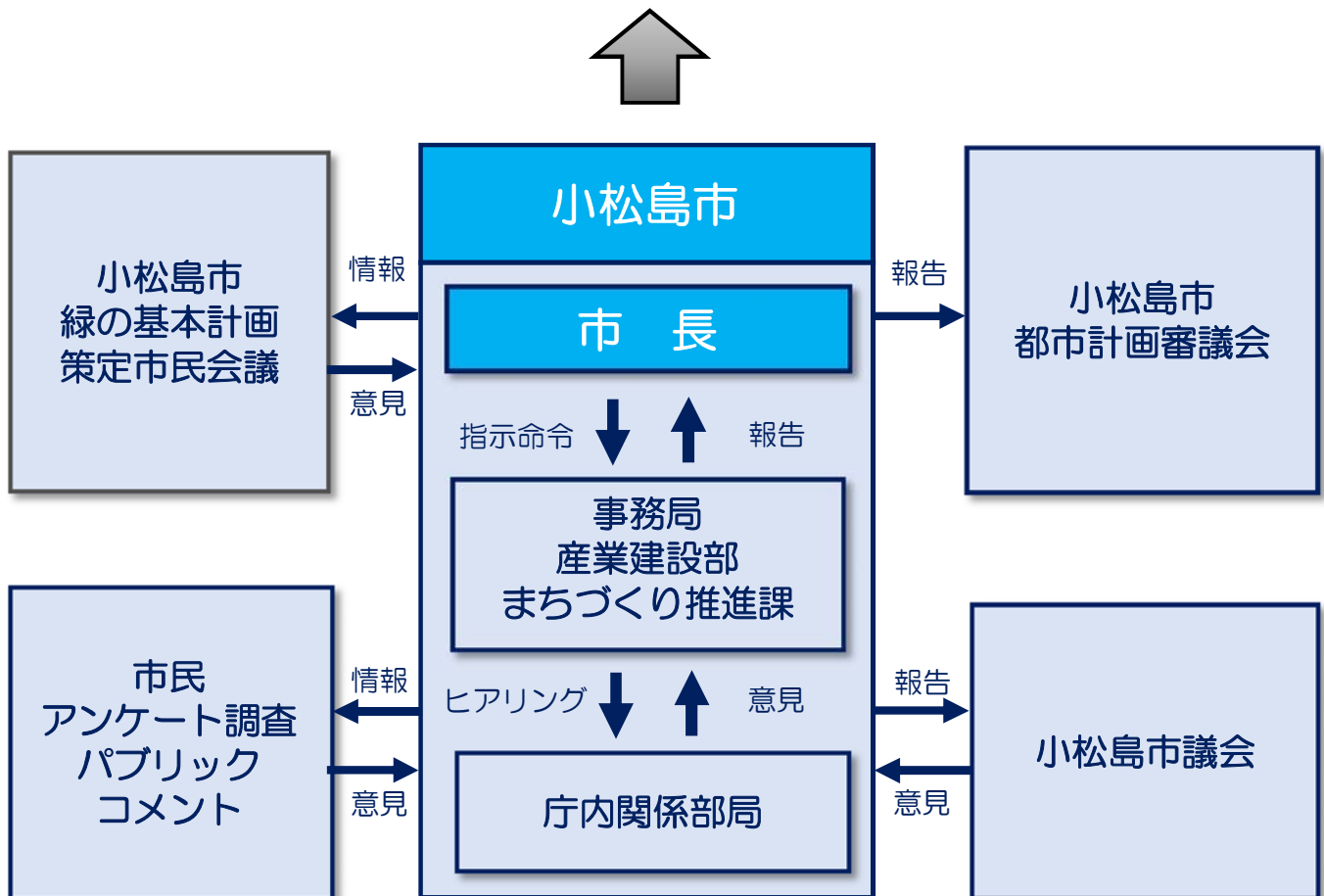
本計画は、総合計画基本計画を上位計画として位置付け、まちづくりの政策について「みどり」の視点から実現を図ることを目指します。

小松島市第6次総合計画基本構想 平成28年9月	
目標年次	平成38年度
まちづくりの基本的方向等	<p>目標とする都市像 『未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま』</p> <p>まちづくりの目標と政策 目標とする都市像の実現に向け、各分野における施策を体系的に整理し、効果的・効率的な施策の展開を図ることとします。</p> <p>政策① 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり ② ひとりひとりが輝けるまちづくり ③ 未来への活力を育むまちづくり ④ みんなで創るまちづくり</p> <p>都市計画図 小松島市第5次総合計画（後期基本計画 平成25年3月） 抜粋</p> 

6. 計画の策定体制

本計画は、様々な市民参加による検討の場を設けるとともに市民アンケート調査やパブリックコメント*等を行い、合意形成を図りながら策定します。

小松島市緑の基本計画 策定



○小松島市緑の基本計画策定市民会議

本計画を策定するにあたり、検討段階において、様々なご意見をいただくため、学識経験者や市内関係団体の代表者、公募市民等で構成する市民会議を設置しています。

○小松島市都市計画審議会

小松島市都市計画審議会条例に基づき、都市計画に関する事項の調査審議を行うため、学識経験者や市議会議員等で構成する審議会を設置しています。